平成２９年（フ）第１２７号
静岡県熱海市梅花町３番17号　プライムハイツ202
債務者　塩谷　鈴香
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
静岡県伊豆の国市奈古谷2224番地の116、前住所東京都板橋区小豆沢２丁目30番９号
債務者　竹島　　哲
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
静岡県伊東市八幡野1041番地の103　メゾン伊豆の杜Ａ－１、前住所静岡県伊東市富戸1317番地の5700
債務者　山下　一彦
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
静岡県伊東市八幡野1041番地の103　メゾン伊豆の杜Ａ－１、前住所静岡県伊東市富戸1317番地の5700
債務者　山下　尚子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
宮城県東松島市大曲字横沼112番地１　コッティ・Ｉ　103、前住所仙台市宮城野区白鳥１丁目28番30―602号
債務者　三田村　昭
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番14―206号
債務者　田部井義弘
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１２号
埼玉県戸田市上戸田５丁目６番２号　ハイツｕ―302号室
債務者　田中　真司
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷６丁目９番12―106号
債務者　高橋十三治
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４６号
埼玉県鴻巣市下忍4241番地11
債務者　中村　恵理
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
さいたま市北区大成町４丁目709番地４　アートパレス日進Ｂ棟205
債務者　二羽　久美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
さいたま市北区日進町１丁目837番地２　日進ハイツ103
債務者　濱崎八重子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
埼玉県越谷市大字弥十郎721番地６
債務者　遠坂　直美（旧姓冨貴塚）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
静岡県伊豆の国市田京698番地の11　ダイエイコーポ　103号、前住所静岡県伊豆の国市中條８番地の１
債務者　佐々木光男
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
静岡県御殿場市中山478番地の１
債務者　渡邊　　明
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９８号
愛知県西尾市亀沢町418番地５　ビレッジ亀沢Ａ棟103号室
債務者　森山　理沙
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
愛知県岡崎市大西町字奥長入35番地70　第１協栄荘　18、前住所愛知県安城市池浦町池西15番地１
債務者　増田　一真（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
大阪府泉大津市板原町３丁目14番18号
債務者　佐合　　勇
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係